

報道関係者各位

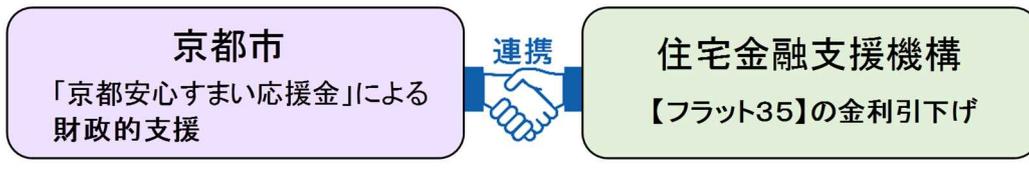
令和6年7月10日

子育て世帯への支援に関する京都市との連携開始 ～京都市の財政的支援と連携して【フラット35】の金利を引下げ～

住宅金融支援機構は京都市と連携し、京都市子育て世帯既存住宅取得応援金「京都安心すまい応援金」の交付を受ける方を対象として、【フラット35】の金利を引き下げる制度の取扱いを令和6年8月22日に開始しますので、お知らせします。

【フラット35】地域連携型

地方公共団体の住宅取得に対する財政的支援とあわせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



1 制度開始日

令和6年8月22日（木）

2 連携する京都市の財政的支援

(1) 名称

京都市子育て世帯既存住宅取得応援金「京都安心すまい応援金」

(2) 概要

以下のすべての条件を満たす世帯に対し、応援金を交付（最大200万円）

ア 未就学の子ども（妊娠を含む）がいる世帯

イ 築5年以上かつ購入価格500万円以上の既存住宅を自己居住用として購入

ウ 既存住宅購入後に京都市内の事業者が施工するリフォーム工事を実施

(3) 申請受付窓口

京安心すまいセンター（京都市住宅供給公社）

電話：075-744-1670 営業時間：9:30～17:00（水曜日・祝日・第3火曜日・年末年始は休館）

京都市の応援金について
詳しくはこちら



3 【フラット35】の金利引下げ内容

(1) 金利引下げ期間

当初5年間

(金利引下げ幅の合計が▲1.0%を上回る場合は6年目以降の金利も引下げ)

(2) 金利引下げ幅(「京都安心すまい応援金」とあわせて【フラット35】地域連携型を利用する場合)

年▲0.75%～(年▲0.5%(【フラット35】地域連携型)+年▲0.25%(【フラット35】子育てプラス)(※))

※ 【フラット35】子育てプラスは、こどもの人数等に応じて金利を引き下げる制度です。「京都安心すまい応援金」は子育て世帯を対象としているため、当該応援金の交付を受ける方は【フラット35】子育てプラスがご利用いただけます。

■金利引下げの例(こどもの人数が1人の場合)

■金利引下げの例(こどもの人数が2人の場合)



また、こどもの人数が3人で金利引下げ幅が年▲1.0%を上回る場合は、以下のように6年目以降の金利を引き下げます。

■金利引下げの例(こどもの人数が3人の場合)



なお、取得する住宅が【フラット35】Sの技術基準等に該当する場合は、上記に加えてさらに金利の引下げが可能です。

4 【フラット35】地域連携型の適用を受けるための手続き

(1) 京安心すまいセンター(京都市住宅供給公社)に「【フラット35】地域連携型利用申請書」(※)を提出してください。

※令和6年8月22日以降、【フラット35】地域連携型のホームページで取得可能です。

(2) 京都市から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」が交付されますので、当該証明書を借入れの契約時まで【フラット35】の取扱金融機関に提出してください。

5 【フラット35】地域連携型及び【フラット35】子育てプラスの詳細情報

【フラット35】
地域連携型について
詳しくはこちら



【フラット35】
子育てプラスについて
詳しくはこちら



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的を確認しています。

本リリースに関するお問い合わせ先

住宅金融支援機構 近畿支店 地域連携グループ 担当：田島、菅

電話：06-6281-9261 営業時間：9:00～17:00(土日祝及び年末年始を除きます)